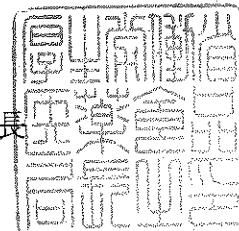




薬食発0920第1号  
平成23年9月20日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



## 薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第115号）が別添のとおり平成23年9月20日に公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

### 記

#### 1. 指定薬物の指定

##### （1）新たに指定された物質

次に掲げる9物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ・ 2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ (4-エチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ・ 2-(2-クロロフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン及びその塩類
- ・ 1-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ・ 1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2-ヨードフェニル)メタノン及びその塩類
- ・ (1-ヘキシル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ (4-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

## (2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

## 2. 医療等の用途の規定

上記1.に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

### (1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関

- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（2）法第69条第3項に規定する試験の用途

（3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

（4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

### 3. 施行期日

公布の日（平成23年9月20日）から起算して30日を経過した日  
(平成23年10月20日)から施行すること。



薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

第一条中第三十七号を第四十二号とし、第三十九号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加え、六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

○法務省告示第四百三十九号  
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律  
(平成十六年法律第二百五十一号) 第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

○法務省告示第四百四十一号  
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十ニ号)  
第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。  
平成二十三年九月二十日

一部を次のように改正する。  
第一条规定第六十号を第六十九号とし、第五十五号から第五十九号までを九号ずつ繰り下げ、第十五号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十三 一ー(ナフタレンー二ーイル) 一ー(ピロリジンー一ーイル) ベンタンー一ー  
ン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十一号とし、第二十九号から第二十七号までを三号ずつ繰り下げ、第二十

平成二十三年九月二十日  
法務大臣 平岡秀士  
認証紛争解決事業者の名称及び住所  
茨城司法書士会  
茨城県水戸市五軒町一丁目三番十六号  
認証年月日  
平成二十三年九月一日

認証紛争解決事業者の名称及び  
鳥取県社会保険労務士会  
鳥取県鳥取市富安一丁目五  
一號館四F  
認証年月日  
平成二十三年九月一日  
○外務省告示第三百二十二号  
平成二十三年九月六日付

五十二番地田中ビル  
び住所

(四一メトキシフェニル) (一ベンチル)  
ルーハイドール (一イル) メタノン  
及びその塩類

九号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十二　二一（二）クロロフェニル）—  
（一）ベンチル— $H$ —インドール—三（イ  
ル）エタノン及びその塩類。  
第一条中第十八号を第二十号とし、第十七号を  
第十九号とし、第十六号を第十七号とし、同号の  
次に次の一号を加える。

○法務省告示第四百四十号  
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律  
(平成十六年法律第百五十一号) 第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の基づき、認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

3 2	1
役務の購入	池修復計画を実施するために必要な生産物及び
贈与額	第二次東メララ貯水池修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガイアナ共和国政府との間に行われた。
贈与期限	1 援助の目的及び内容 第二次東メララ貯水池修復計画を実施するために必要な生産物及び
平成二十四年九月三十日ま	二次東メララ貯水池修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガイアナ共和国政府との間に行われた。

四十四 「—（五一フルオロベンチル）—  
H—イソドール—三—イル」〔ナフタレン—  
一—イル〕メタノン及びその塩類

第十五条号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。  
十三二一(エチルアミノ)――(四一メチルフェニル)プロパン――オン及びその塩類

法務大臣 平岡 秀夫  
認証紛争解決事業者の名称及び住所  
弁護士法人 T L E O 虎ノ門法律経済事務所  
東京都港区西新橋一丁目二十番三号虎ノ門法務  
ビル九階  
認証年月日  
平成二十三年九月一日

署名者  
日本側 岩田達明在ガイアナ大使  
ガイアナ側 キヤロリン・ロドリゲス・バーチ  
大臣ケット外務・対外貿易・国際協力  
平成二十三年九月二十日

四十六 (一)ヘキシル-H-インドール-  
三-イル(チフタレン-1-イル)メタノン  
及びその塩類

類  
附 則

○外務省告示第三百一十三号  
別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に其の  
われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延  
平成二十三年九月二十日

つく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行  
長された。

告示

○總務省告示第四百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

総務大臣 川端

民主党	政治団体の名称	異動事項	菅
	代表者の氏名	野田	齊彦
		新	
			齊彦

届出年月日

取 極 ： 極	馬ラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム 向上計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア 共和国政府との間の交換公文（平成二十一年十一月七日付け）	贈与の供与期限の延長後の贈与の の日付
月十五日	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日
月二十五日	平成二十三年三月三十日	平成二十四年四月三十日